

「千葉県誕生150周年記念ロゴマーク」使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「千葉県誕生150周年記念ロゴマーク」(以下、「ロゴマーク」という。)を適正に使用するにあたり必要な事項を定めるものとする。また、ロゴマークは別記のとおりとする。

(使用の申込み)

第2条 ロゴマークを使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、千葉県誕生150周年記念ロゴマーク使用申込書(別記第1号様式)に記入の上、知事に提出し、その許諾を得るものとする。

2 知事は、前項の規定による申込みについて、必要があると判断したときは、使用者に対し書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。

3 第1項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、知事の許諾を要しない。

(1) 県内市町村が使用するとき。

(2) 千葉県の本庁又は出先機関に事務局を置く団体が使用するとき。

(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校が教育の目的で使用するとき。

(4) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。

(使用料)

第3条 ロゴマークの使用料は、無償とする。

(使用期間)

第4条 ロゴマークの使用期間は、原則として令和6年6月30日までとする。

ただし、許諾を受けたものに限り令和7年3月31日まで使用することができる。なお、次項による場合を除き使用申込書に記載のとおりとする。

2 知事は、必要に応じて、使用期間を修正することができる。この場合において修正した期間は、許諾通知書に記載して通知する。

(使用の許諾)

第5条 知事は、第2条第1項又は前条第1項の規定による申込みの内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマークの使用を許諾するものとする。

(1) 千葉県の品位を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。

(2) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。

- (3) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
 - (4) ロゴマークを千葉県誕生150周年記念ロゴマークガイドラインに従って使用しないおそれのあるとき。
 - (5) 「チーバくん」のイメージを損なうおそれのあるとき。
 - (6) 第三者の知的財産権を侵害するおそれのあるとき。
 - (7) その他、知事が公益上の観点又は著作権管理の観点から使用について不相当と認めるとき。
- 2 知事は、ロゴマークの使用を許諾するときは、千葉県誕生150周年記念ロゴマーク使用許諾通知書（別記第2号様式）により、申込者に通知するものとする。
- 3 知事は、前項の許諾に際し、条件を付すことができる。
- 4 知事は、使用を許諾しないときは、千葉県誕生150周年記念ロゴマーク使用不許諾通知書（別記第3号様式）により、申込者に通知するものとする。

（許諾内容の変更の申込み）

- 第6条 許諾を受けたロゴマークの使用内容を変更しようとするときは、千葉県誕生150周年記念ロゴマーク使用内容変更申込書（別記第4号様式）を知事に提出し、その許諾を得るものとする。
- 2 知事は、ロゴマークの使用内容の変更を許諾する場合には、千葉県誕生150周年記念ロゴマーク使用内容変更許諾通知書（別記第5号様式）により、申込者に通知するものとする。
- 3 知事は、ロゴマークの使用内容の変更を許諾しない場合には、千葉県誕生150周年記念ロゴマーク使用内容変更不許諾通知書（別記第6号様式）により、申込者に通知するものとする。
- 4 第5条の規定は、第1項の申込みについて準用する。

（使用禁止及び許諾の解除）

- 第7条 知事は、次の各号に該当すると認めるときは、使用者にその是正を申し入れることができる。
- (1) 第5条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - (2) 第5条第3項の条件に反したとき。
 - (3) 第8条各号の遵守事項を遵守しないとき。
- 2 知事は、次の各号に該当すると認めるときは、ロゴマークの使用を禁止し又は使用の許諾を解除することができる。
- (1) 前項による申入れを行った後、是正される見込みがないと認めるとき。
 - (2) 前項各号に該当すると認める場合で、緊急を要するとき。

- 3 知事は、前項の規定により、使用を禁止し、又は許諾を解除するときは、千葉県誕生150周年記念ロゴマーク使用禁止・使用許諾解除通知書（別記第7号様式）により、使用者に通知するものとする。
- 4 知事は前項の規定による使用禁止又は使用許諾の解除により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（使用上の遵守事項）

第8条 ロゴマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された内容により使用すること。
- (2) 許諾を受けた使用权は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 千葉県誕生150周年記念ロゴマークガイドラインに従って使用すること。
- (4) 知事が行う使用状況等の調査その他の照会に協力すること。
- (5) 原則として物品には「千葉県マスコットキャラクター チーバくん」と標記を付すこと。
- (6) 許諾に際して「このロゴマークは商品の品質を保証するものではないと記載すること」等の条件を付された場合それに従うこと。
- (7) 許諾にかかる物品の完成品は、速やかに知事に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と知事が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

（責任の制限）

第9条 使用者が、ロゴマークの使用方法及びそれに付随する表示内容について責任を有するものとし、ロゴマークの使用によって、第三者との間に紛争を生じ、損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合でも、知事は責任の一切を負わないものとする。

（補則）

- 第10条 この要領に定めるもののほか、ロゴマーク使用に関して必要な事項は、別に知事が定める。
- 2 本要領は通知なく改定する場合がある。改定内容については、千葉県ホームページ等で告知する。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和5年1月11日から施行する。

この要領は、令和5年10月13日から施行する。

別記 千葉県誕生150周年記念ロゴマーク



第1号様式（第2条第1項）

千葉県誕生150周年記念ロゴマーク使用申込書

年 月 日

千葉県知事 宛

<申込者>
住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）

千葉県誕生150周年記念ロゴマークを使用したいので、下記のとおり申し込みます。

記

使用対象物品 又はサービス	※商品名等
使用目的	
使用方法	※種類・名称・規格・金額等を記入
使用期間	年 月 日～ 年 月 日
使用場所	
製造個数	

<連絡先>

担当者名：

電話番号：

メールアドレス：

<添付書類>

- 1 使用イメージがわかるもの
- 2 会社概要（申込者が法人の場合のみ）
- 3 その他

※裏面の誓約書も記載すること

次の1（1）から（7）までの禁止事項のいずれかに該当すると認められた場合又は次の2（1）から（7）までの遵守事項のいずれかに違反した場合は、直ちに是正又は使用を中止することを誓約いたします。

氏名（名称及び代表者名）

1 禁止事項

- （1）千葉県の商品性を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあること。
- （2）法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあること。
- （3）特定の政治家等の個人、政党又は宗教団体を支援するものであること、あるいはこれらを支援又は公認しているような誤解を与えるおそれのあること。
- （4）ロゴマークを千葉県誕生150周年記念ロゴマークガイドラインに従って使用しないおそれのあること。
- （5）「チーバくん」のイメージを損なうおそれのあること。
- （6）第三者の知的財産権を侵害するおそれのあること。
- （7）その他、知事が公益上の観点又は著作権管理の観点から使用について不相当と認めること。

2 遵守事項

- （1）許諾された内容により使用すること。
- （2）許諾を受けた使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- （3）別添の千葉県誕生150周年記念ロゴマークガイドラインに従って使用すること。
- （4）知事が行う使用状況等の調査その他の照会に協力すること。
- （5）原則として物品には「千葉県マスコットキャラクター チーバくん」と標記を付すこと。
- （6）許諾に際して「このロゴマークは商品の品質を保証するものではないと記載すること」等の条件を付された場合それに従うこと。
- （7）許諾にかかる物品の完成品は、速やかに知事に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と知事が認めるものについては、その写真または画像データをもって代えることができる。

第2号様式（第5条第2項）

千葉県誕生150周年記念ロゴマーク使用許諾通知書

第 号
年 月 日

〇〇〇 〇〇〇 様

千葉県知事
(公印省略)

〇年〇月〇日付けで申込みのあった、千葉県誕生150周年記念ロゴマークの使用については、下記のとおり許諾します。

記

許諾番号	
使用対象物品又はサービス	
使用目的	
使用方法	※種類・商品名（景品又はパッケージ名）・規格等
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
使用場所	
条件	

※以下の遵守事項を守って使用すること。

(遵守事項)

- 1 許諾された内容により使用すること。
- 2 許諾を受けた使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- 3 別添の千葉県誕生150周年記念ロゴマークガイドラインに従って使用すること。
- 4 知事が行う使用状況等の調査その他の照会に協力すること。
- 5 原則として物品には「千葉県マスコットキャラクター チーバくん」と表記を付すこと。
- 6 許諾に際して「このロゴマークは商品の品質を保証するものではないと記載すること」等の条件を付された場合それに従うこと。
- 7 許諾にかかる物品の完成品は、速やかに知事に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と知事が認めるものについては、その写真または画像データをもって代えることができる。

第3号様式（第5条第4項）

千葉県誕生150周年記念ロゴマーク使用不許諾通知書

第 号
年 月 日

〇〇〇 〇〇〇 様

千葉県知事
(公印省略)

〇年〇月〇日付けで申込みがあった、下記物品又はサービスに係る千葉県誕生150周年記念ロゴマークの使用については、下記の理由により応じられませんので、不許諾とします。

記

不許諾対象物品 又はサービス	
(理由)	

第4号様式（第6条第1項）

千葉県誕生150周年記念ロゴマーク使用内容変更申込書

年 月 日

千葉県知事 宛

<申込者>

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者）

○年○月○日付けで許諾を受けた内容について変更したいので、下記のとおり申し込みます。

記

許諾番号	使用対象物品又はサービス
(変更内容)	

第5号様式（第6条第2項）

千葉県誕生150周年記念ロゴマーク使用内容変更許諾通知書

第 年 月 日
第 号

〇〇〇 〇〇〇 様

千葉県知事
(公印省略)

〇年〇月〇日付で、申込みのあった千葉県誕生150周年記念ロゴマークの使用内容の変更については、下記のとおり許諾します。

記

許諾番号	使用対象物品又はサービス
(変更内容)	

※以下の遵守事項を守って使用すること。

(遵守事項)

- 1 許諾された内容により使用すること。
- 2 許諾を受けた使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- 3 別添の千葉県誕生150周年記念ロゴマークガイドラインに従って使用すること。
- 4 知事が行う使用状況等の調査その他の照会に協力すること。
- 5 原則として物品には「千葉県マスコットキャラクター チーバくん」と標記を付すこと。
- 6 許諾に際して「このロゴマークは商品の品質を保証するものではないと記載すること」等の条件を付された場合それに従うこと。
- 7 許諾にかかる物品の完成品は、速やかに知事に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と知事が認めるものについては、その写真または画像データをもって代えることができるものとする。

第6号様式（第6条第3項）

千葉県誕生150周年記念ロゴマーク使用内容変更不承諾通知書

第 号
年 月 日

〇〇〇 〇〇〇 様

千葉県知事
(公印省略)

〇年〇月〇日付けで申込みがあった、下記物件に係る千葉県誕生150周年記念ロゴマークの使用内容の変更については、下記の理由により応じられないので、不承諾とします。

記

許諾番号	不承諾対象物品又はサービス
(理由)	

第7号様式（第7条第3項）

千葉県誕生150周年記念ロゴマーク使用禁止・使用許諾解除通知書

第 号
年 月 日

〇〇〇 〇〇〇様

千葉県知事
(公印省略)

〇年〇月〇日付け第 号で許諾した、千葉県誕生150周年記念ロゴマークの使用について、下記のとおり（使用を禁止・使用許諾を解除）します。

- 1 （使用禁止・使用許諾解除）の内容
- 2 理由